

# 一般社団法人応用生態工学会

## 印章管理規程

### (目 的)

第1条 本規程は、一般社団法人応用生態工学会（以下「本会」という。）において使用する印章の作成、管理及び押印について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義及び種類)

第2条 本規程において印章とは、業務上作成された文書、又は、金融機関等との取引等において使用される印鑑で、その印鑑を押捺することにより、当該文書等が真正なものであることを確認することを目的として使用されるものをいい、印章の種類は次の各号に定めるとおりとする。

- ① 会長実印（本会の代表印として印鑑登録済の印）
- ② 会長丸印（銀行等金融機関届出の印）
- ③ 法人角印（主として領収書等に使用する印）
- ④ 地区会印（各地区会において使用する印）

### (印 影)

第3条 印章の印影は、別紙のとおりとする。

### (作成等)

第4条 印章の作成、改刻及び廃止の必要を生じた場合は、会長の承認を要するものとする。

### (管 理)

第5条 会長は、必要に応じて、第2条第1号から第3号に規定する印章を管理する者（以下「印章管理責任者」という）を指名することができる。

- 2 印章管理責任者は、印章が不正に使用されないことがないように、印章を常に堅固な容器に納め、執務時間外、勤務を要しない日及び休日にあつては、これに施錠しなければならない。
- 3 印章管理責任者は、必要があると認めるときは、職員のうちから印章取扱者を指定することができる。
- 4 前項の印章取扱者を指定したときは、印章管理責任者は、速やかに、会長にその旨を報告しなければならない。
- 5 会長は、第2条第4号に規定する印章の管理責任者を各地区会の幹事の中から指名するものとする。
- 6 前項の管理責任者は、印章が不正に使用されないことがないように印章を適切に管理しなければならない。

(事故報告)

第6条 第2条に規定する印章について、盗難、紛失等の事故があったときは、印章管理責任者は、直ちに、当該印章の種類、事故の内容、その他必要な事項を会長に報告しなければならない。当該印章について、偽造、不正使用等の事故があったときも、同様とする。

(使 用)

第7条 第2条第1号の印章の押印を受けようとする者は、押印をする文書を添えて印章管理者又は印章取扱者に提出し、その押印を請求するものとする。

2 第2条第1号の印章を押印するときは、別紙記載の様式による印章使用簿に必要な事項を記入し、その使途を明瞭にしておかなければならない。

(査 閲)

第8条 専務理事は、1か月あたりにつき1回、前条の印章使用簿を査閲するものとする。

(細 則)

第9条 本規程の実施に関し必要な細目的事項は、会長がこれを定める。

(改 廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、令和7年6月12日から施行する(令和7年6月12日理事会決議)。

別 紙（第3条関係）

1 会長実印

|  |
|--|
|  |
|--|

2 会長丸印

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|

3 法人角印

|  |
|--|
|  |
|--|

4 地区会印

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

4 地区会印（つづき）

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

別 紙（第7条第2項関係）

印 章 使 用 簿

| 押印<br>年月日 | 書類の種類 | 提出先 | 部数 | 使用者 | 備考 | 専務理事<br>査閲欄 |
|-----------|-------|-----|----|-----|----|-------------|
|           |       |     |    |     |    |             |
|           |       |     |    |     |    |             |
|           |       |     |    |     |    |             |
|           |       |     |    |     |    |             |
|           |       |     |    |     |    |             |
|           |       |     |    |     |    |             |
|           |       |     |    |     |    |             |
|           |       |     |    |     |    |             |
|           |       |     |    |     |    |             |